科学研究費助成事業

研究成果報告書

今和 5 年 6 月 2 8 日現在

機関番号: 30104 研究種目: 若手研究 研究期間: 2018~2022 課題番号: 18K12615 研究課題名(和文)日中韓企業不祥事に関する比較研究

研究課題名 (英文) Comparative study on corporate scandals in Japan, China and Korea

研究代表者 藤原 凛(Fujiwara, Rin)

函館大学・商学部・准教授

研究者番号:40755005

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3.100.000円

研究成果の概要(和文):本研究では、日本・中国・韓国における企業不祥事の調査と分類、法文化の視点からの比較分析を通じ、三カ国の社会システムと法の関係性のモデル化を試みた。 調査期間は2011年から2018年で、日本88件、中国85件、韓国70件を対象とし、文献調査、質問紙調査、インタビュー調査を併用した。そして、不祥事の原因を、企業内部の問題(経営陣 -1・従業員 -2)、 行政の管理 監督不備、 法制度の不備、 司法の判断基準の曖昧さ、 法文化(社会システム不具合)に分類し、分析した。 結果、社会システムと法の関係性は、日本が環境優位型、中国が権力優位型、韓国は政経協働型と結論づけた。

研究成果の学術的意義や社会的意義 まず、中国と韓国の企業不祥事についての本格的な研究は少なく、学術的な意義は大きい。 次に、実務上、企業不祥事の調査と再発防止策の検討は、企業内部の統制機能の強化に集中しがちである。一 方、本研究で明らかになったのは、日本の場合、従業員に起因する不祥事は、直接的な個人の経済的利益より組 織的な利益が動機となっている事件が多いこと、法文化、例えば長年の業界の慣行と欧米の商慣習のコンフリク トに起因する不祥事が目立つことであった。組織の垣根を越え、業界ないし国家をまたいでの不祥事防止策を検 討する必要性を指摘している点で、本研究の社会的意義を認めることができる。

研究成果の概要(英文): This study attempts to model the relationship between social systems and law in Japan, China, and South Korea through a survey and classification of corporate scandals and a comparative analysis from a legal culture perspective. The study period was from 2011 to 2018, covering 88 cases in Japan, 85 cases in China, and 70 cases in Korea, using a combined literature review, questionnaire survey, and interview survey. The author then classified and analyzed the causes of scandals into (1) internal corporate problems (management (1)-1 and employees (1)-2), (2) inadequate administrative management and supervision, (3) inadequate legal system, (4) ambiguity in judicial decision criteria, and (5) legal culture (social system failure). In conclusion, I found that the relationship between the social system and law in Japan was of the environment-dominant type, in China of the power-dominant type, and in Korea of the political and economic cooperative type.

研究分野: 人文社会 / 公法学 / 比較法学

キーワード:企業不祥事 東アジア 環境優位型社会 権力優位型社会 政経協働型社会 法文化 比較法

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。



1.研究開始当初の背景

現代社会において、企業はもっとも重要な社会構成員の一つであり、その重要性ゆえに、企業 の不祥事が社会に及ぼすダメージは大きい。そこで、企業不祥事の有効な予防策として、注目を 浴びたのが「コンプライアンス」という概念である。

実際、日中韓三ヶ国は、ほぼ同時期にコンプライアンス概念を自国の法制度に取り入れた。日本では、2005年に会社法が制定され、内部統制システムの大綱を定めることが取締役会の法定決議事項と明記され、いわゆる「コンプライアンス元年」を迎えた。中国も2005年に会社法("公司法")が全面改正され、取締役会(董事会)や監査役会(監事会)の権限強化を図った。韓国は、2000年に「銀行法」・「証券取引法」などの金融関連法を、2003年に「株式会社の外部監査に関する法律」など、一連の法改正を行い、本格的な内部統制(ガバナンス)制度を導入・施行するに至った。

しかし、その後の三国の企業不祥事の実態を考察すると、「コンプライアンス」の理想とは程 遠い。日本の場合、記憶に新しい事件だけでも、神戸製鋼データ改ざん事件、富士フィルム子会 社富士ゼロックスの不正会計事件、三菱自動車燃費改ざん事件、横浜のマンションに端を発した 基礎工事の不正事件、東洋ゴムの免震性能データ改ざん事件、東芝の粉飾決算事件など、枚挙に いとまがない。中国でも世界が震撼させられたメラミン入り粉ミルク事件から、直近では中国通 信機器大手の中興通訊(ZTE)によるイランや北朝鮮への米国製通信機器の違法輸出事件 (2017年)-総額11億9000万ドル(約1360億円)の罰金は、中国全土で「アメリカに支払っ た高額なコンプライアンス学習代」と評された-まで、その規模は拡大している。さらに、韓国 の最大手企業サムスングループの副会長と韓国の前大統領(及びその側近・知人)の政経癒着事 件は、大統領の罷免とサムスンの事実上のトップが実刑(懲役5年、現在控訴中、2017年)を 言い渡される事態に発展し、国中が翻弄された。

相次ぐ企業不祥事を受け、学術的研究も盛んに行われている。具体的に、事件の背景や発端・ 経緯・会社の対応・裁判の行方などをまとめるケーススタディ、その発生原因を組織風土から見 出す研究、経営者の防衛という視点からの研究、不祥事対応の実務対応などである。また、近時 中国では習近平体制の根幹事業である賄賂一掃に呼応し、「企業賄賂規制とコンプライアンス」 についての調査研究が、韓国では「企業犯罪」が研究のキーワードとなっている。これらの特徴 は、いずれも自国の企業不祥事に焦点を当て、分析し原因究明を試みている点にある。

しかし、現代社会における企業は、もはや国内のみでは存立し得ない。とりわけ、今日の日中 韓三ヶ国の経済関係は過去のどの時点よりも、緊密なものとなっている。日本の貿易相手国輸出 入総額(年ベース)を一例に挙げると、2007年以降中国は常に1位、韓国も2003年以降安定 して3位を占めており、2016年の貿易輸出入総額の割合は、中国21.6%、韓国5.7%と、両国だ けで約3割のシェアを占める。言い換えれば、三ヶ国の企業は、互いに相手国に潜んでいる企業 不祥事のリスクを共有しており、リスク判断のベースとなる研究が一国に限られるのでは、不十 分と言わざるを得ない。週刊現代でも取り上げられた「サイレントチェンジ」問題などが、その 格好の事例と言える。

さらに、各国がアメリカ型のコンプライアンス制度を輸入して10年以上経過するが、前述の 通り企業不祥事は減少するどころか、むしろ増加しているようにさえ見える。これは、企業不祥 事の対応には、法制度のみに頼るのではなく、その実効性担保の鍵とも言える法文化との関係も 視野に入れた研究が必要であることを示す。そこで、本研究では、法文化という視点から、日中 韓企業不祥事の実態調査結果を比較分析することで、三ヶ国の社会システムと法の関係性のモ デル化を試みる。

2.研究の目的

本研究は、日本・中国・韓国における企業不祥事の実態調査と分類、並びに法文化という視点 からの比較分析を通じ、三ヶ国の社会システムと法の関係性をモデル化することにある。

3.研究の方法

本研究ではまず、企業不祥事の「事例リスト」を作成した。日本の場合、日本経済新聞社の「日本経済新聞」、中国の場合、北京師範大学中国企業家犯罪予防管理研究センターの『企業家犯罪分析と刑事リスク予防管理報告』、韓国の場合、ハンギョレ新聞社の「ハンギョレ」をもとに対象事件を抽出し(日本:88件;中国:85件;韓国70件)、文献調査・判例研究を通して、事件の詳細並びに相関を整理したデータベースを作成した。期間は、三カ国ともにデジタル調査が可能となった 2011 年から、不祥事の処理がひと段落したと思われる 2018 年までの 8 年間を対象とした。

次に、分類基準を策定した。企業内部の問題という比較的小さな単位から、行政・立法・司法、 及び社会の根底を貫く法文化という深層的な原因に細分化する。すなわち、 企業内部の問題 (経営陣①-1・従業員①-2)、②行政の管理監督不備、③法制度の不備、④司法の判断基準の 曖昧さ、 法文化(社会システム不具合)に分け、現時点で解明された不祥事の発生原因を、上 記のいずれか、若しくは複合的な要因に分類・集計した。

次いで、対象会社に対しアンケート調査を行った。そして、コロナ禍で多くの制限がある中で、 可能な限り会社関係者、取引先や類似会社の関係者、行政関係者、弁護士などに対して聞き取り 調査を行った。また、日本に関しては、公表されている外部調査委員会の報告書も併せて検討し、 事件ごとの詳しいカルテを完成させた。

4.研究成果

個人や企業名の特定につながる詳細なカルテは公開の許諾を得られていないため、全文掲載 は控えるが、国別の不祥事の原因をカウントした結果、それぞれ下表の通りであった。

☆ 4-1 企業个件事の原因						
国別 (括弧内 は合計調 査件数)	<u>企業内</u> ①-1経営 陣	部の問題 ①2 従業 員	行政の管 理監督不備	法制度の 不備	司法の判 断基準の曖 昧さ	法文化 (社会シ ステム不 具合)
日本 (88 件)	74(59) (括弧内は 主因)	43 (12) (括小川 (11) (11) (12) (12) (12) (12) (12) (12)	8	2	0	18
中国 (85 件)	76 (58) (括弧内は 主因かつ個 人の金銭的 利益が動 機)	11	31 (国有企業 はすべて加 算)	21	11	54
韓国 (70 件)	60(19) (括弧内は 政経癒着 型)	9	4	0	1	7

表 4-1 企業不祥事の原因

調査結果をもとに筆者作成

具体的には、第一、三カ国はいずれも企業内部の経営陣に起因する不祥事の割合がもっとも高 く、いずれも 8 割超であることが分かった。そのうち、日本は約 79.7%の不祥事が主に経営陣 の判断に起因しており、中国は 76%が主因かつその動機が個人の金銭的利益となっている。一 方、韓国は 60 件すべて経営陣を主因としており、中でも政経癒着型の不祥事が目立つ傾向にあ った。

第二、中国・韓国では、従業員に起因する不祥事があまり注目されない、もしくは発生・発覚 数自体少ない傾向にあるが、日本は主因でなくても比較的に多く、しかも直接的な個人の経済的 利益より組織的な利益が動機となっている事件が多いのは、実に興味深かった。

第三、中国は行政の管理監督や法制度・司法の判断基準等、制度設計自体の欠陥が不祥事を招き、いち企業や個人としては不可避的に不祥事の当事者となってしまうケースが、日韓に比べ、 多い傾向にあった。そして、その反射的効果として、少なからず冤罪ないし冤罪と思われる事件 が報道等によって、さらに被害を拡大再生産していった事件も見られた。

第四、法文化(社会システムの不具合)の場合、中国が最も多いが、これは周知の通り賄賂が 常態化していた中国の実態を如実に現わす結果で、習近平政権の腐敗撲滅も、「埃は必ずあるの で必要なところを叩く」政治戦略であったとの指摘も見られる。一方、日本は、長年の業界の慣 行と欧米の商慣習のコンフリクトに起因する不祥事が目立った。

以上により、社会システムと法の関係性は、日本が環境優位型、中国が権力優位型、韓国は政 経協働型と結論づけた。とりわけ、日本の企業不祥事の調査と再発防止策の検討実務において、 あまり注目されてこなかった企業内部の統制機能の強化以外の着目点、すなわち組織優位の環 境を改善し、業界の垣根を越えた不祥事対応の必要性が見えてきた。一方、中国では、違法な預 かり金や連鎖販売取引など、過去に日本で多発していた事件と、インターネットの普及に伴うネ ット書き込み削除に纏わる不祥事など、日本より先行している事件が同時に発生しており、後者 に関する迅速な法整備と対応は、日本にとっても学ぶべきところが多い。さらには、食品事故の ように、サプライチェーンの延長によって三カ国で同時連鎖的に発生する不祥事も見られた。こ れらは国内の対応だけではもはや防ぎきれない段階に来ており、国境を越えた基準の統一と管 理監督が必要と思われる。実際、日本はグローバルスタンダードに歩調を合わせた法整備が進ん でいる一方、綿密な行政管轄網と、行政指導中心の行政手法を堅持し、それに伴う行政費用の増 大は基準の設定水位を調整することで克服、両者の権衡のなかで消費者の保護に努める。これに 対し、食品安全事犯に対する刑事処罰の水位は低く、国民も処罰より親切な行政を好み、食品安 全に対する信頼も比較的維持されている。韓国の場合、世界の基準をアジアの周辺諸国に比べて いち早く取り入れる。機動性の高い食品安全法制は自ずと頻繁な改正につながり、急激に変化す る社会のニーズに呼応する一方、拙速な改正ゆえに、法内部ないし法律間の整合性が取れない場 合も多く、その都度法改正で対応する。しかし、法改正のたびに刑事処罰は厳しくなり、国民は さらなる厳罰化と食の安全に対する不安を併せ持っている。中国は、二極化する特徴を見せてお り、伝統的な異物混入等の場面では、依然経済的インセンティブに基づく故意の犯罪が多発し、 死刑も適用できる一方、オンライン食品ビジネスなどに対する法規制、デジタル的管理手法など においては、日本を遥かに凌駕するスピードで進化を遂げ、確実に成果を上げている。他方、通 報者報償制度など、賛否両論が分かれる制度も多い。これだけ内情の異なる国同士の基準の統一 には、社会システムと法の関係性に対する理解が、第一歩でとなるように思う。三カ国の社会構 造の分析枠組みを提示することができた本研究の成果を、今後は具体的な制度設計に繋げるべ く、継続的に取り組んでいきたい。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計14件(うち査読付論文 3件/うち国際共著 4件/うちオープンアクセス 4件)

1.著者名	4.巻
RIN FUJIWARA	1
2.論文標題	5 . 発行年
遺伝子組み換え食品の表示規制	2021年
3.雑誌名	6 . 最初と最後の頁
中国人民大学食品安全管理協同イノベーションセンター(研究代表者:孫娟娟)プロジェクト報告書	1-15
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-

1.著者名	4.巻
RIN FUJIWARA	0
2.論文標題	5 . 発行年
日本的市場監管概要	2020年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
中国人民大学食品安全管理協同イノベーションセンター受注課題報告書	00-10
掲載論文のDOI(デジタルオプジェクト識別子)	査読の有無
	無
「オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	該当する

1.著者名	4.巻
RIN FUJIWARA	0
2.論文標題	5 . 発行年
日本的直銷立法和執法経験	2020年
3. 雑誌名	6.最初と最後の頁
中国人民大学食品安全管理協同イノベーションセンター受注課題報告書	00-07
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	該当する

1.著者名	4.巻
Fujiwara Rin	61
2.論文標題	5.発行年
Japan?Korea Comparison of Legal Treatment of Foodborne Diseases Cases	2020年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
Food Hygiene and Safety Science (Shokuhin Eiseigaku Zasshi)	161 ~ 170
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
10.3358/shokueishi.61.161	有
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-

1.著者名	4.巻
RIN FUJIWARA	0
2.論文標題	5 . 発行年
日本的跨境食品監管体系	2020年
3.雑誌名	6 . 最初と最後の頁
中国人民大学食品安全管理協同イノベーションセンター受注課題報告書	00-09
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査
なし	
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	該当する

1.著者名	4.巻
RIN FUJIWARA	0
2.論文標題	5. 発行年
日本的転基因食品標識規制	2020年
3. 雑誌名	6.最初と最後の頁
中国人民大学食品安全管理協同イノベーションセンター受注課題報告書	00-09
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	該当する

1.著者名 藤原凛	4.巻 51輯1号
2 . 論文標題 日中韓食品安全共同研究会の概要	5 . 発行年 2019年
3.雑誌名 函館大学論究	6.最初と最後の頁 51-58
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著

1.著者名 (翻訳)藤原凛	4.巻 51輯1号
2.論文標題 日中韓および東アジア地域における食品安全基準の協調的な発展に向けてのコンセンサスの提唱	5 . 発行年 2019年
	6.最初と最後の頁 59-64
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著

1.著者名 (翻訳)藤原凛	4.巻 51輯1号
	01441-5
2.論文標題	5.発行年
東北アジア単一食品市場形成のための共通食品安全規格基準の可能性に向けての探求	2019年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
函館大学論究	65-80
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスとしている(また、その予定である)	-

1.著者名 藤原凛	4.巻 51輯1号
2.論文標題	5 . 発行年
北海道における農水産物輸出拡大に向けての政策提言	2019年
3. 雑誌名	6.最初と最後の頁
函館大学論究	95-105
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	 査読の有無
なし	無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスとしている(また、その予定である)	-

1.著者名	4 . 巻
藤原凛	なし
2.論文標題	5 . 発行年
(中国語)日本飲食業管理概要	2019年
3.雑誌名	6 . 最初と最後の頁
中国人民大学食品安全管理協同イノベーションセンター受注課題	00-04
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著

1.著者名	4 . 巻
藤原凛	16(5)
2.論文標題	5 . 発行年
食中毒事案の法的処理に関する日韓比較	2020年
3.雑誌名	6 . 最初と最後の頁
食品衛生学雑誌	161-170
掲載論文のDOI(デジタルオプジェクト識別子) なし	査読の有無有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著

1.著者名 藤原凛	4.巻 120
	120
	5.発行年
(書評)食品安全法制と市民の安全・安心	2019年
3. 雑誌名	6.最初と最後の頁
消費者法ニュース	224
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-

〔学会発表〕 計17件(うち招待講演 16件/うち国際学会 5件)

<u>1.発表者名</u> 藤原 凛

2 . 発表標題

韓国の刑事政策の過去・現在・未来の死刑執行停止を中心に

3.学会等名 アジア法学会

.

4 . 発表年 2021年

1.発表者名

藤原凛

2.発表標題

韓国の死刑執行停止とその後の刑事政策

3 . 学会等名

韓・朝鮮半島研究会(招待講演)

4.発表年 2021年

藤原凛

2.発表標題 韓国の死刑執行停止について

3.学会等名 京都弁護士会死刑廃止研究部会(招待講演)

4.発表年 2020年

1. 発表者名 RIN FUJIWARA

2.発表標題 健康食品現状与未来一日韓比較

3 . 学会等名

疫後健康管理与保健食品発展動向(招待講演)(国際学会)

4.発表年 2020年

1.発表者名 藤原凛

2.発表標題

ムスリムおもてなしのススメ

3 . 学会等名

ユニバーサルツーリズム推進事業(食のユニバーサル対応)(招待講演)

4 . 発表年 2020年~2021年

1.発表者名 藤原凛

2.発表標題

食品安全とコーポレートガバナンスー中小企業を中心に

3 . 学会等名

日中韓食品安全共同研究会東アジア共通食品安全基準の形成に向けて(招待講演)(国際学会)

4 . 発表年 2019年

1.発表者名

藤原凛

2.発表標題 ムスリム・ベジタリアン対応講座

 3.学会等名 教養講座(招待講演)

4 . 発表年

2019年~2020年

1.発表者名 藤原凛

2.発表標題 中国の制度について

3 . 学会等名

社会人のための異文化理解講座(中国編)(招待講演)

4.発表年 2020年

1.発表者名 藤原凛

2.発表標題 企業不祥事の比較研究

3.学会等名 日中姉妹校交流(招待講演)

4 . 発表年

2019年

1.発表者名 藤原凛

2.発表標題

食品安全事故の発生原因と法的対処から見る文化の差異ー日本・中国・韓国の比較

3 . 学会等名

春期教養講座(招待講演)

4.発表年

2018年

1.発表者名 藤原凛

2.発表標題 「食品安全法制における罰則規定の役割」について

3.学会等名

東アジア地域における食品安全法制の比較法的研究(招待講演)(国際学会)

4 . 発表年 2018年

1.発表者名 藤原凛

2.発表標題

刑事法から見る食品安全ー韓国との比較を中心に

3 . 学会等名

平成30年度一橋大学政策フォーラム 「食の安全をいかに守るかー行政法・消費者保護法・刑事法からの政策提言」(招待講演) 4.発表年

2018年

1.発表者名 藤原凛

2.発表標題

日韓食品安全システムの比較

3 . 学会等名

アジア食品安全システム向上のための日韓(韓日)研究者交流会議(招待講演)(国際学会)

4 . 発表年

2018年

1.発表者名 藤原凛

2.発表標題

朝鮮総督府の植民地政策と韓国の法文化

3 . 学会等名

法文化学会(招待講演)

4 . 発表年

2018年

1.発表者名 藤原凛

2.発表標題

イスラム教徒と北海道観光の課題について

3 . 学会等名

シンポジウムー第12回市民公開講座(主催:北海道地域政策調査会)(招待講演)

4.発表年 2019年

1.発表者名 藤原凛

2.発表標題 ムスリムおもてなしのススメ

3 . 学会等名

ムスリムおもてなしセミナー(主催:北海道観光振興機構)(招待講演)

4.発表年 2018年

1.発表者名 藤原凛

2.発表標題

食品安全とコーポレートガバナンス - 中小企業を中心に

3 . 学会等名

日中韓食品安全共同研究会(予定)(招待講演)(国際学会)

4 . 発表年 2019年

〔図書〕 計8件 1 莱考夕

1.著者名 王雲海、周劍龍、周作彩、朴銀珠(藤原凛) 、王雲海、周劍龍、周作彩、周セイ、周圓、盧暁菲、楊林 凱、孔曉キン、張青華、頑石	4 . 発行年 2021年
	5 . 総ページ数 ₃₀₀
3.書名 よくわかる中国法	

1.著者名	4 . 発行年
出口雄一、明石欽司、高崎理子、滝澤美佐子、岡崎まゆみ、藤原凛、荒邦啓介	2021年
2 . 出版社	5.総ページ数
国際書院	²⁶²
3.書名 戦争と占領の法文化	

1.著者名	4 . 発行年
藤原凛	2020年
	20204
2. 出版社	5.総ページ数
国際書院	236
国际自防	200
3.書名	
戦争と占領の法文化	

1.著者名	4 . 発行年
朴銀珠(藤原凛)	2021年
2.出版社	5 . 総ページ数
ミネルヴァ書房	₃₀₀
3.書名 よくわかる中国法	

1.著者名	4 . 発行年
朝鮮総督府の植民地政策と韓国の法文化	2020年
2 . 出版社	5 . 総ページ数
国際書院	²³⁶
3.書名 戦争と占領の法文化	

1 .著者名 高塩博、高田久実、児玉圭司、赤城美恵子、王雲海、藤原凛、加藤哲実、藤本幸二松澤伸	4 . 発行年 2018年
	5 . 総ページ数 ²⁶²
3.書名 刑罰をめぐる法文化	

1.著者名 イ・ジュヒョン、ゴ・ヒョジン、イ・スア、オ・ナヒ、ジョン・ヨニ、藤原凛	4 . 発行年 2018年
2.出版社 エムエンディハナ	5.総ページ数 ³⁸⁶
3 . 書名 (日本)食品安全管理システムの深層調査及び事故発生時の対応状況(韓国語版)	

1.著者名 松本恒雄、高橋滋、下山憲治、田中良弘、周セイ、黒川哲志、宗林さおり、林康史、滝沢昌彦、青木人 志、王雲海、藤原凛、澁谷いづみ、吉岡郁美	4 . 発行年 2019年
2 . 出版社 第一法規	5.総ページ数 348
3.書名 食品安全法制と市民の安全・安心	

〔産業財産権〕

〔その他〕 リサーチマップ https://researchmap.jp/r.fujiwara/

6.研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7.科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8.本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------